

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 2

～利潤優先のための専門外科目担当強要による学問の自由の侵害～

平成29年1月20日

京都地方裁判所第6民事部いA係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 大学の教員と科目適合性

1. 学校教育法92条

学校教育法92条1項本文は、大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならないと定めている。このうち大学の教員となるのは教授・准教授・助教（及び講師）である。例えば、教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事するとされている（同条6項）。講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事するとされている（同条10項）。学校教育法上、教授・准教授・助教・講師以外の者が学生に教授することは予定されていない。また、ある専攻分野について教授等の教員となった者であっても専攻分野以外の分野については学生に教授することは予定されていない。

2. 大学設置基準

大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令28号）は「第四章 教員の資格」において教授の資格（14条）、准教授の資格（15条）、講師の資格（16条）、助教の資格（16条の2）等を定めている。例えば、講師の資格（16条）は、14条・15条に規定する教授・准教授となることのできる者（1号）又は「その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」（2号）である。なお、大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令28号）は第9条で大学院教員の資格を、専門職大学院設置基準（平成15年3月31日文科省令16号）は第5条で専門職大学院の教員の資格を定めているが、同条は担当する専門分野について高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を置くことを求めている。

3. 同志社大学教員任用規程等

同志社大学教員任用規程（甲2）では教授・准教授・助教・専任講師の資格と

任用手続について定めている。大学院については同志社大学大学院教員任用規(甲3)において大学院教員の資格と任用手続について定められている。

そしてビジネス研究科では、ビジネス研究科人事手続要領(甲4)とビジネス研究科人事手続要領実施細則(甲5)が定められている。

4. 科目適合性

教員の採用にあたっては、教員の採用を必要とする「担当予定科目」と「専門(専攻)」が明示された上で、教授会の承認のもとで教員の募集が行われる(ビジネス研究科人事手続要領3条1項ないし3項)。対象者については教授会から互選される人事審査委員会が審査を行うのが原則である。ここにおいて対象者の担当科目との適合性が審査され審査報告書が教授会に提出されることとなる。審査報告書には総合所見として採用候補者の採用予定科目担当能力等について報告がなされる(ビジネス研究科人事手続要領実施細則4条1項)。教授会はこれを踏まえて採用の可否を判断することとなる。これを一般に「科目適合性」の審査という。大学教員は、担当科目について科目適合性を有する資格者でなければならないのである。

第2. グリーンマネジメント科目の担当強要の違法について

1. グリーンマネジメント科目(Green Management in Action)は複数の専門家によるオムニバス形式の講義であり、平成21年度及び平成22年度においては外部の専門家を嘱託講師として招聘していたことについては争いはない(答弁書9頁)。
2. 嘱託「講師」は学校教育法92条10項の「講師」に該当する大学教員であり、大学設置基準等や同志社大学教員任用規程・同志社大学大学院教員任用内規に定める資格を有する者として、ビジネス研究科人事手続要領及び同細則に従って教授会の承認を経て任用された大学教員である。各嘱託講師は、グリーンマネジメント科目中、自己が担当する部分について科目適合性があると厳正な審査を経た者である。シラバス等にも科目担当者として明示され、学生の成績評価についても各嘱託講師が行うことになる。
3. これに対してゲストスピーカーは学校教育法上の教員ではないし、被告においても教員として扱われる者ではない。科目担当者として対外的にも扱われないし、学生の成績評価等も行うことはできない。ゲストスピーカーは科目担当者が自らの責任で行う講義の理解を深めるための一環としてまさにゲストとして発言をしてもらう参考人的な立場の者にすぎない。
4. 学校教育法92条は、教授・准教授・助教・講師以外の者に教員としての資格を認めていない。無資格者による教授は学校教育法92条に違反するし、大学設置基準や被告の大学教員任用規程等にも違反をする。被告がゲストスピーカーに従来の嘱託講師と同じ職務を担わせるのであれば、無資格者による教授を行うことについて原告に加担することを強いることになり違法である。
5. また原告にグリーンマネジメント科目の科目担当をさせるということであれば、原告はこれまで複数の専門家によるオムニバス形式の講義により成立してい

た科目全般について専門・専攻とする者ではないから、この科目については科目適合性を有する者ではない。科目適合性を有しない科目について担当し教授をすることは、教員は専攻分野について教授をすることを求めている学校教育法92条に違反するし、大学設置基準等や被告の大学教員任用規程等にも違反することとなる。また、科目適合性を有しない科目について担当し教授をすること（学生の成績評価も自ら行うこととなる）を強いられることはまさに原告の教授の自由（自己の専門としない分野の教授を強いられない自由）の侵害であり違法である。

第3. 求釈明

1. 平成21年度及び平成22年度のグリーンマネジメント科目の科目担当者をシラバス等の資料とともに明らかにされたい。
2. 平成21年度及び平成22年度のグリーンマネジメント科目の科目担当者となった嘱託講師は学校教育法92条10項の講師に該当するか。
3. 平成21年度及び平成22年度のグリーンマネジメント科目の科目担当者となった嘱託講師の任用に際してはビジネス研究科人事手続要領及び同実施細則に基づきビジネス研究科教授会の承認を得ているか。
4. 平成21年度及び平成22年度のグリーンマネジメント科目を担当した各嘱託講師を任用する際に、被告が採用見込となる各嘱託講師に対してビジネス研究科教授会への提出を義務付けている申請書類一式を提出されたい。

以 上